

別冊： 憲法改正草案

地域主権を目指すためには、「地方自治の本旨の実現」という極めて曖昧な現状の憲法の枠組を維持したままでは困難であり、憲法改正は避けて通れないものである。そこで関西経済同友会は、憲法改正草案を提言する。なお、あくまで地域主権に関する部分だけを抽出して、経済人の観点で検討したものであり、条文の整合性、一貫性等に欠けるところはあるが、論議の呼び水とするため、あえて提言するものである。

以下、現行憲法、自民党の改憲草案、および関西経済同友会の改憲草案を提示する。

道州に直接関係する章

	日本国憲法	自民党新憲法	改憲草案
＜第3章の2 中央政府の役割＞			
第40条の2			日本国は、中央政府と道州により構成され、道州は市により区分される。
第40条の3			中央政府の使命は、国際社会の中で世界に日本の美を伝え、国益を増進し、独立を守ることである。
②			中央政府は伝統を尊重すると共に変化する社会を先取りして、組織を見直し、制度を制定・提案しなければならない。
③			中央政府は、民間や道州政府では担えない業務のみを行う。
④			中央政府はこの憲法に保証された道州の自治権を侵すことはできない。
第40条の4			中央政府は、次に掲げる業務を担う。 1. 国全体に利害が及ぶ業務 2. 全国統一する必要のある業務 3. 国益に基づき、各道州の利害を調整する業務
第40条の5			中央政府は、前条に定める業務についてのみ、法律を定め、行政を執行することができる。
②			法律は、道州法に優越する。

第40条の6			第40条の4第1号の業務は次に掲げる通りである。 - 皇室 - 国防 - 外交 - 出入国管理 - 通貨 - 度量衡 - 検疫 - 贈収賄の監視 - 公務員の規律 - 市場監視 - 公的資金の使途の監視 - 特殊法人・独立行政法人の監視 - 年金 - 労働保険 - 国税 - 教育
②			前項の業務について、道州の自治権は認めない。道州政府は、法律による委任のある場合を除き、道州法を制定することはできない。

第40条の7			第40条の4第1号に準ずる業務は次に掲げる通りである。 警察 国土防災計画 公害対策 知的財産 司法 国民健康保険の企画 放送 通信 通商産業政策 国土計画 新幹線計画 国際空港・国際港湾計画 高等基礎研究 伝染病対策 高度医療支援
②			前項の業務に関する法律の制定及び改定は、道州代表院の同意を必要とする。
第40条の8			第40条の4第2号の全国統一する必要がある業務は、法律で定める。
②			前項の法律及び前項の法律で規定した業務についての法律の制定並びに改正には、道州代表院の同意を必要とする。
第40条の9			第40条の4第3号の業務に関する法律の制定及び改定は、道州代表院の同意を必要とする。
第4章 国 会			
第41条	国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。	国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。	立法権は、この憲法に特別の定めのある場合を除き、国会に属する。
第42条	国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。	国会は、衆議院及び参議院の両議院で構成する。	国会は、衆議院及び道州代表院の両議院で構成する。
②			衆議院は、国際社会の中の日本の観点で立法を行う。
③			道州代表院は、各道州の基本原則や道州間の利害調整にかかわる立法を行う。

第43条	両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。	両議院は、全国民を代表する選挙された議員で組織する。	衆議院は、全国民を代表する選挙された議員で組織する。
②	両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。	両議院の議員の定数は、法律で定める。	衆議院議員は、小選挙区により選出する。
③			衆議院の議員の定数は、法律で定める。
第43条の2			道州代表院は、道州政府の構成員によって組織され、道州行政の長がこれを任免する。これらの者は、その道州議会の構成員によって代理されることができる。
②			各道州は、1票の票決権を有し、同数の構成員を派遣することができる。票決は、分割して行使することはできない。
第44条	両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。	両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、障害の有無、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。	衆議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。
第45条	衆議院議員の任期は、4年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。	衆議院議員の任期は、4年とする。但し、衆議院が解散された場合には、その期間満了前に終了する。	自民党案が妥当
第46条	参議院議員の任期は、6年とし、3年ごとに議員の半数を改選する。	参議院議員の任期は、6年とし、3年ごとに議員の半数を改選する。	削除
第47条	選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。	選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。	選挙区、投票の方法その他衆議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。
第48条	何人も、同時に両議院の議員たることはできない。	何人も、同時に両議院の議員となることはできない。	削除
第49条	両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。	両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。	衆議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。
第50条	両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。	両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があるときは、会期中これを釈放しなければならない。	衆議院議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、議院の要求があるときは、会期中これを釈放しなければならない。
第51条	両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。	両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問われない。	自民党案が妥当
第52条	国会の常会は、毎年一回これを召集する。	国会の常会は、毎年一回これを召集する。	自民党案が妥当
②		常会の会期は、法律で定める。	自民党案が妥当

第53条	内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。	内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。	自民党案が妥当
第54条	衆議院が解散されたときは、解散の日から40日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から30日以内に、国会を召集しなければならない。	第69条の場合その他の場合の衆議院の解散は、内閣総理大臣が決定する。	自民党案が妥当
②	衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。	衆議院が解散されたときは、解散の日から40日以内に、衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から30日以内に、国会の特別会を召集しなければならない。	自民党案が妥当
③	前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後10日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。	衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。ただし、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。	衆議院が解散されたときは、道州代表院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、道州代表院の緊急集会を求めることができる。
④		前項ただし書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後10日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失う。	自民党案が妥当
第55条	両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。	両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。ただし、議員の議席を失わせるには、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。	衆議院は、その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失わせるには、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。
第56条	両議院は、各々その総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。	両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決し、可否の時は議長が決するところによる。	自民党案が妥当
②	両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	両議院の議決は、各々その総議員の3分の1以上の出席がなければすることができない。	自民党案が妥当

第57条	両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。	両議院の会議は、公開しなければならない。ただし、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。	自民党案が妥当
②	両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。	両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるものを除き、これを公表し、かつ一般に頒布しなければならない。	自民党案が妥当
③	出席議員の5分の1以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。	出席議員の5分の1以上の要求があるときは、各議員の表決をを会議録に記載しなければならない。	自民党案が妥当
第58条	両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。	両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。	自民党案が妥当
②	両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。	両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、並びに院内の秩序を乱した議員を懲罰することができる。ただし、議員を除名するには、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。	両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、衆議院議員を除名するには、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。
第59条	法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。	法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いて、両議院で可決したとき法律となる。	法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いて、両議院で可決したとき法律となる。
②	衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときは、法律となる。	衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときは、法律となる。	衆議院で可決し、道州代表院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときは、法律となる。
③	前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。	前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。	前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。
④	参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて60日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。	参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて60日以内に議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。	道州代表院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて60日以内に、議決しないときは、衆議院は、道州代表院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

第59条の2			道州代表院の同意を必要とする法律の制定及び改正にあたっては、法律案を先に道州代表院に提出しなければならない。
②			前項の法律について、道州代表院で可決し、衆議院でこれと異なった議決をした法律案は、道州代表院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときは、法律となる。
③			前項の規定は、法律の定めるところにより、道州代表院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。
④			衆議院が、道州代表院の可決した道州代表院の同意を必要とする法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて60日以内に、議決しないときは、道州代表院は、衆議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。
第60条	予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。	予算案は、先に衆議院に提出しなければならない。	自民党案が妥当
②	予算について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取った後、国会休会中の期間を除いて30日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。	予算案について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合において、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて30日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。	予算について、道州代表院で衆議院と異なった議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は道州代表院が、衆議院の可決した予算を受け取った後、国会休会中の期間を除いて30日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。
第61条	条約の締結に必要な国会の承認については、前条第2項の規定を準用する。	条約の締結に必要な国会の承認については、前条第2項の規定を準用する。	自民党案が妥当
第62条	両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。	両議院は、各々国政に関する調査を行い、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。	自民党案が妥当

第63条	内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないにかかわらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。	内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院のいずれかに議席を有すると有しないにかかわらず、いつでも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。	内閣総理大臣その他の国務大臣は、衆議院に議席を有すると有しないにかかわらず、いつでも議案について発言するため両議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。
②		内閣総理大臣その他の国務大臣は、答弁又は説明のため議院から出席を求められたときは、職務の遂行上やむを得ない事情がある場合を除き、出席しなければならない。	自民党案が妥当
第64条	国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。	国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。	自民党案が妥当
②	弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。	弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。	自民党案が妥当
第64条の2		国は、政党が議会制民主主義に不可欠の存在であることにかんがみ、その活動の公正の確保及びその健全な発展に努めなければならない。	自民党案が妥当
②		政党の政治活動の自由は、制限してはならない。	自民党案が妥当
③		前2項に定めるもののほか、政党に関する事項は、法律で定める。	自民党案が妥当
第7章 財 政			
第83条	国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。	国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて行使しなければならない。	中央政府の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて行使しなければならない。
②		財政の健全性の確保は、常に配慮されなければならない。	中央政府は、その歳入及び歳出を、継続的に均衡がとれるよう保持しなければならない。
第84条	あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。	租税を新たに課し、又は変更するには、法律の定めるところによることを必要とする。	租税を新たに課し、又は変更するには、法律または道州法の定めるところによることを必要とする。
第85条	国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。	国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。	国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。
②			新たに債務を負担する場合、増税に基づく歳入で返済することはできない。
③			国は、国債・地方債の発行額を制限する法律を定めなければならない。

第86条	内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。	内閣は、毎会計年度の予算案を作成し、国会に提出して、その審議を受け、議決を経なければならない。	自民党案が妥当
②		当該会計年度開始前に前項の議決がなかったときは、内閣は、法律の定めるところにより、同項の議決を経るまでの間、必要な支出をすることができる。	削除
③		前項の規定による支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。	削除
第87条	予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基づいて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。	予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基づいて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。	自民党案が妥当
②	すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。	すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。	自民党案が妥当
第88条	すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。	すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。	自民党案が妥当
第89条	公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。	公金その他の公の財産は、第20条第3項の規定による制限を越えて、宗教的活動を行う組織又は団体の使用、便益若しくは維持のため、支出し、又はその利用に供してはならない。	自民党案が妥当
②		公金その他の公の財産は、国若しくは公共団体の監督が及びない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。	自民党案が妥当
第90条	国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。	内閣は、国の収入支出の決算について、すべて毎年会計検査院を受け、法律の定めるところにより、次の年度にその検査報告とともに国会に提出し、その承認を受けなければならない。	自民党案が妥当
②	会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。	会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。	自民党案が妥当
第91条	内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。	内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。	自民党案が妥当

＜8 地方自治＞			＜8 道州政府の役割＞
第91条の2		地方自治は、住民の参画を基本とし、住民に身近な行政を自主的、自立のかつ総合的に実施することを旨として行う。	道州は、本憲法と住民の信託に基づき政府を設け、道州域内の内政に関する立法・行政・司法を自主的、自立のかつ総合的に実施する自治権を有する。
	②	住民は、その属する地方自治体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を公正に分担する義務を負う。	道州政府は、国益を守り、その能力に応じて国益を増進しなければならない。
	③		道州政府は、道州の運営に関する最高法規である基本法を制定し、天皇がこれを公布する。
第91条の3		地方自治体は、基礎地方自治体及びこれを包括し、補完する広域地方自治体とする。	道州政府は、住民に身近な行政を実施する市を置かなければならない。
	②	地方自治体の組織及び運営に関する基本的事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律で定める。	道州政府は、市及び民間が効率的・効果的に実施できない業務を行う。
	③		中央政府は、道州政府及び市の組織及び運営に関する原則を法律で定める。この法律の制定及び改正には、道州代表院の同意を必要とする。
第92条		地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律(地方自治法)でこれを定める。	道州政府が憲法又は法律によって課された義務を履行しないときは、中央政府は道州代表院の同意を得て、その道州政府に義務を履行させるために必要な措置をとることができる。
	②		前項の措置を実行するために、中央政府またはその委託を受けた者は、当該道州政府に対して、指示を与える権限を有する。
第93条		地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。	道州政府には、法律の定めるところにより、道州法及び重要事項を討議・決定する機関として道州立法府を設置する。
	②	地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。	道州政府には、法律の定めるところにより、財産を管理し、事務を処理し、行政を執行する機関として道州行政府を設置する。
	③		道州行政府の長は、道州立法府により採決された道州法、予算を拒否する権限を有する。
	④		道州政府には、法律に定めるところにより下級裁判所を置く。

第94条	地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。	地方自治体は、その事務を処理する機能を有し、法律の範囲内で条令を制定することができる。	道州行政の長、道州立法府の議員及び法律の定めるその他の公務員は、その道州の住民が、直接これを選挙する。
第94条の2		地方自治体の経費は、その分担する役割及び責任に応じ、条例の定めるところにより課する地方税のほか、当該地方自体が自主的に使途を定めることができる財産をもってその財源に充ててを基本とする。	道州政府の経費は、その分担する役割及び責任に応じ、道州法の定めるところにより課する道州税をもって、その財源に充ててを基本とする。
②		国は、地方自治の本旨及び前項の趣旨に基づき、地方自治体の行うべき役務の提供が確保されるよう、法律の定めるところにより、必要な財政上の措置を講ずる。	第83条第2項及び第85条第2項の規定は、道州政府について準用する。
③		第八十三条第二項の規定は、地方自治について準用する。	中央政府は、道州政府及び市が財政破綻する条件及び破綻処理方法について法律を定めなければならない。
第94条の3			非常事態の際は、当該道州政府の指揮権は内閣総理大臣に直属する危機管理部局に帰属する。
第95条	一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。	削除	削除